

#### 第44回 労働政策審議会雇用環境・均等分科会

日時 令和4年1月7日(金)  
10:00～  
場所 厚生労働省省議室(9階)  
及びオンライン

出席者：公益代表委員

奥宮委員、小畑委員、川田委員、武石委員、藤村委員  
労働者代表委員

井上委員、皆川委員、浦委員、山崎委員  
使用者代表委員

尾下委員、杉崎委員、布山委員、菱沼委員  
厚生労働省

山田雇用環境・均等局長、岸本内閣官房内閣審議官（厚生労働省雇用環境・均等局、子ども家庭局併任）、源河総務課長、石津雇用機会均等課長、飯田大臣官房総務課企画官、溝田雇用機会均等課ハラスメント防止対策室長、赤崎雇用機会均等課長補佐

- 議題：（１）妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱について（諮問）  
（２）雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

○奥宮分科会長 皆様、明けましておめでとうございます。本年も、どうぞよろしくお願  
いいたします。ただいまから、第 44 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会を開催いた  
します。本日は、山中委員、小原委員、川岸委員から御欠席の連絡をいただいております。  
今回は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンライン会議での開催とさせてい  
ただきます。はじめに、事務局からオンライン参加における操作方法等について説明をい  
たします。

○飯田雇用環境・均等企画官 説明いたします。本日の分科会においては、オンライン参  
加される方は、ハウリング防止のため、御発言される時以外は常にマイクをオフにして  
いただきますようお願いいたします。御発言がある場合にはチャット機能でお知らせいた  
だき、分科会長又は事務局から指名されましたらマイクをオンにさせていただいた上で、お  
名前をおっしゃっていただき、御発言をお願いします。また、御発言が終わりましたらマ  
イクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、分科会進行中、通信トラブ  
ルや音声聞こえなくなってしまうなど不具合がありましたら、チャット機能で事務局  
のみを宛先として個別に御連絡いただくか、あるいは、事前に共有させていただいており  
ます電話番号まで御連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

頭撮りはここまでとさせていただきますので、カメラをお持ちの方は撮影を終了してくだ  
さい。

○奥宮分科会長 それでは議題に入りたいと思います。本日の議題は、議題(1)の「妊娠  
中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができる  
ようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱につい  
て(諮問)」、及び議題(2)の「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱につい  
て(諮問)」の 2 つです。2 つの議題は関連するものですので、まとめて取り扱います。資料  
について、事務局より説明をお願いいたします。

○石津雇用機会均等課長 事務局でございます。資料について説明をさせていただきます。  
本日お諮りする議題は 2 件ありますが、一体のものでありますのでまとめて説明させていた  
だきます。まず、制度の見直しについてお諮りするのですが、現行の制度の仕組みについて説  
明をさせていただきたく、まずは参考資料 1 を御覧ください。参考資料 1 ですが、新型コ  
ロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置についてです。どのような内容かといいま  
すと、妊娠中の女性労働者につきまして、職場での作業内容などによりましては、新型コ  
ロナウイルスの感染に大きな不安を抱える場合があり、その心理的なストレスが母体・胎  
児の健康保持に影響を与えるおそれがあるとされております。このような知見を踏まえ、  
妊娠中の女性労働者の母性健康管理上の措置について、新型コロナウイルス感染症に関す  
る措置を規定しております。母性健康管理措置については、男女雇用機会均等法第 13 条  
に基づくもので、この資料の中段の囲みに記載しているとおりです。これにつきましては、  
適用期間を本年の令和 4 年 1 月 31 日までとしております。

次に、参考資料 2 を御覧ください。参考資料 2 ですが、新型コロナウイルス感染症に関

する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度です。これは、ただいま申し上げました母性健康管理措置について、事業主の方がその措置をしっかりと果たしていただけるよう、休業をさせる場合についての休暇制度の導入・取得について助成金を設けているものです。これについても、対象期間は現在、令和4年1月31日、すなわち今月末までとなっております。

本日お話ししたい内容ですが、資料1にお戻りください。資料1は、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」についてです。資料1の別紙に書いておりますとおり、その期限について、令和4年1月31日となっているところを、まずは令和4年3月31日、本年度末まで延長させていただきたいというのが諮問事項の第1です。

資料2を御覧ください。こちらは、「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」についてです。資料2の別紙を御覧いただければと思いますが、これにつきましても、助成金の期限を母性健康管理措置の期限の延長に合わせまして、期限を令和4年1月31日から、令和4年3月31日、本年度の末まで延長させていただきたいということです。

本日の資料の内容は以上です。

○奥宮分科会長 ただいまの事務局の説明について、皆様から御意見や御質問がありましたら、チャット機能にてお知らせをください。井上委員お願いいたします。

○井上委員 御説明ありがとうございます。母性健康管理指導事項連絡カード、これは前回見直しをしてきたわけですが、医師や助産師による指導事項をそのまま的確に事業主が受け取ることができるのは極めて有効だと考えています。職場でもそのような声を聞いております。この間の見直しの取組には敬意を表したいと思っております。一方で、周知の方法なのですが、これはうちの担当が実は労働局に行って、どういうふうに置いてあるかというのを見てきたのですが、据え置きをしているというのをきちんと確認ができました。また、Webサイト等でも告知がされているのですが、例えば効果的な方法として、直接母親が入手可能となるような形ができないかと。例えば、自治体の窓口で母子手帳の発行と同時に配布をするであるとか、産婦人科医会とか助産師会へ依頼して協力を求めるということも可能なのではないかと考えています。

この数日、急激に感染者数が増えております。ウイルスという見えない脅威は、新たな生命を授かる母親や家族にとっては大変心理的な負担であると思っております。これを軽くするためにも、効果的な周知に努めていただきたいと思います。以上です。

○奥宮分科会長 本日は、先に皆様からの御意見、御質問を伺って、まとめて御回答を申し上げますので、他に御発言はございませんか。他に御発言の御希望がないようですので、それでは井上委員の御意見について、回答をお願いいたします。

○石津雇用機会均等課長 事務局でございます。御指摘ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。政策について、利用してくださる方にお届けできなければ、届か

なければ全く意味のないことです。関係各方面と協力の上、しっかりとこの施策が利用者の方に届くように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○奥宮分科会長 他に御発言ありますか。他に御発言がないようですので、当分科会としては、資料1の「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康審査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」、及び資料2の「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について妥当と認め、その旨を私から労働政策審議会会長宛てに御報告することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○奥宮分科会長 皆様に御異議がないようですので、この旨報告を取りまとめることとしたいと思います。これについて、事務局から案文が用意されております。画面に表示するとともに事務局から読み上げますので、御確認いただければと思います。それでは、事務局お願いいたします。

○飯田雇用環境・均等企画官 読み上げさせていただきます。まず議題1についてです。「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康審査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、令和4年1月7日付け厚生労働省発雇均0107第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記 本分科会は、厚生労働省案は、妥当と認める。

次に議題2についてです。

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、令和4年1月7日付け厚生労働省発雇均0107第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記 本分科会は、厚生労働省案は、妥当と認める。

○奥宮分科会長 ただいまの報告文の文書については、この文案のとおりとしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○奥宮分科会長 御異議がないようですので、案のとおりとさせていただきます。どうもありがとうございます。それでは最後に、事務局から何かありますでしょうか。

○源河総務課長 事務局です。本日は、御審議いただきましてどうもありがとうございました。次回の分科会の開催については追って御連絡させていただきます。また、本日の議事録については、追って御確認をお願いすることとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○奥宮分科会長 それでは、本日の分科会はこれで終了いたします。お忙しい中どうもありがとうございました。